

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成28年1月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500166 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500077 号

第 1 結論

請求者のA社（平成 17 年 8 月 1 日付けでB社に名称変更。現在は、合併によりC社）における平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に係る記録を 37 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 17 年 7 月 8 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

私は、平成 17 年 7 月 8 日にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与支給明細書、平成 17 年分給与所得の源泉徴収票及び取引金融機関の顧客別預金残高元帳から、請求者は、請求期間に 37 万 2,920 円の賞与が支給され、標準賞与額 37 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、請求期間に係る請求者の賞与に対する厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500153 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500076 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月頃から昭和 53 年 6 月 1 日まで
② 昭和 54 年頃から昭和 56 年 11 月 1 日まで

請求期間①の A 社では、厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 53 年 6 月 1 日となっており、請求期間②の B 社では、厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 56 年 11 月 1 日となっているが、いずれも当該資格取得日以前から勤務し厚生年金保険にも加入していたので、請求期間①及び②について調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社は平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、A 社は平成 20 年 9 月に破産し、その際に全ての資料を処分したので資料が残っていない旨を回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録を確認でき、連絡先の判明した 3 人に照会したが、いずれも回答が無い。

さらに、請求者は A 社に係る雇用保険の被保険者記録が無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の取得年月日は昭和 53 年 6 月 1 日と記載されており、それ以前の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求者の名前は見当たらず、健保番号に欠番は無い。

このほか、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①については、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、B社は平成20年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、厚生年金保険に係る資格取得届の提出や厚生年金保険料の控除については不明である旨を回答し、資料の提出が無く、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時、B社において厚生年金保険被保険者記録を確認でき、連絡先の判明した37人に照会したところ、20人から回答があったが、そのうち18人は請求者を知らないと回答しており、2人が「請求期間当時に請求者は勤務していたが入社時期及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る具体的な勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、請求者はB社に係る雇用保険の被保険者記録が無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者資格の取得年月日は昭和56年11月1日と記載されており、それ以前の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求者の名前は見当たらず、健保番号に欠番は無い。

このほか、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②については、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500154 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500078 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月から昭和 43 年 10 月まで
② 昭和 43 年 10 月から昭和 47 年 9 月まで

請求期間①について、A 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B 社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社において、請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 11 人に文書照会をしたところ、6 人から回答があり、6 人全員が「請求者を覚えていない。」と回答しており、請求者の A 社における勤務実態が確認できない上、雇用保険の被保険者記録もない。

また、A 社は昭和 44 年 7 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の連絡先も不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に、請求期間①において、請求者の氏名の記載はなく、「健保証の番号」に欠番もない。

請求期間②について、B 社において請求者が記憶している者等で、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 3 人に文書照会をしたところ、二人から回答があり、当該二人は「請求者を覚えている。」と陳述しており、勤務期間の特定はできないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年6月6日であることが確認でき、当該事業所は請求期間②において、適用事業所ではなく、現在のC社の取締役は、給与からの保険料の控除については、当時の資料がないので不明である旨を回答しており、厚生年金保険料等の控除の実態を確認できない。

また、上記の請求者を覚えているとしている者（二人）のうちの一人は「私は、B社が厚生年金保険の適用事業所になるまで（昭和55年まで）は、国民年金に加入して国民年金保険料を支払っていた。この間、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」旨を陳述しており、請求者の請求期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除も推認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。